

## 保育認定の利用者負担額表

保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育等）での保育認定の利用者負担額表

階層	定義		利用者負担額（月額）	
			0歳児・1歳児・2歳児	3歳児・4歳児・5歳児
A	生活保護世帯		0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		0円	0円
C	市町村民税の均等割のみ課税される世帯	ひとり親世帯等	3,600円	0円
		上記以外の世帯	7,500円 (7,400円)	0円
D1	市町村民税所得割課税額が20,000円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,200円	0円
		上記以外の世帯	8,800円 (8,700円)	0円
D2	市町村民税所得割課税額が20,000円以上33,900円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,500円	0円
		上記以外の世帯	12,000円 (11,800円)	0円
D3	市町村民税所得割課税額が33,900円以上68,500円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,800円	0円
		上記以外の世帯	16,000円 (15,800円)	0円
D4	市町村民税所得割課税額が68,500円以上77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	6,000円	0円
		上記以外の世帯	20,000円 (19,700円)	0円
	市町村民税所得割課税額が77,101円以上101,500円未満の世帯		20,000円 (19,700円)	0円
D5	市町村民税所得割課税額が101,500円以上128,200円未満の世帯		27,600円 (27,200円)	0円
D6	市町村民税所得割課税額が128,200円以上154,700円未満の世帯		33,400円 (32,900円)	0円
D7	市町村民税所得割課税額が154,700円以上182,000円未満の世帯		36,000円 (35,400円)	0円
D8	市町村民税所得割課税額が182,000円以上233,500円未満の世帯		44,600円 (43,900円)	0円
D9	市町村民税所得割課税額が233,500円以上268,000円未満の世帯		47,600円 (46,800円)	0円
D10	市町村民税所得割課税額が268,000円以上388,800円未満の世帯		48,800円 (48,000円)	0円
D11	市町村民税所得割課税額が388,800円以上の世帯		51,400円 (50,600円)	0円

※ 年齢は、当該年度の4月1日時点での年齢です。

※ 利用者負担額の（ ）内は、保育短時間認定（1日あたり最大8時間利用可能）を受けた児童の利用者負担額です。

※ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、寄付金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間等の特例が適用される前の金額になります。

※ 4月から8月の利用者負担額は前年度の市町村民税額で、9月から翌年3月の利用者負担額は当年度の市町村民税額により決定されます。

※ 大阪市や堺市などの政令市では市民税所得割額は8%で課税されておりますが、利用者負担額については、政令市以外の市町村と同様の税率（6%）により算定いたします。

※ ひとり親世帯等とは、母子父子世帯、同居者に身体障がい者手帳・精神福祉保健手帳・療育手帳を交付されている方がいる世帯、特別児童扶養手当・障害基礎年金の受給者がいる世帯をいいます。